

リスクの高い運転者への対策
高齢運転者
対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・
臨時高齢者講習

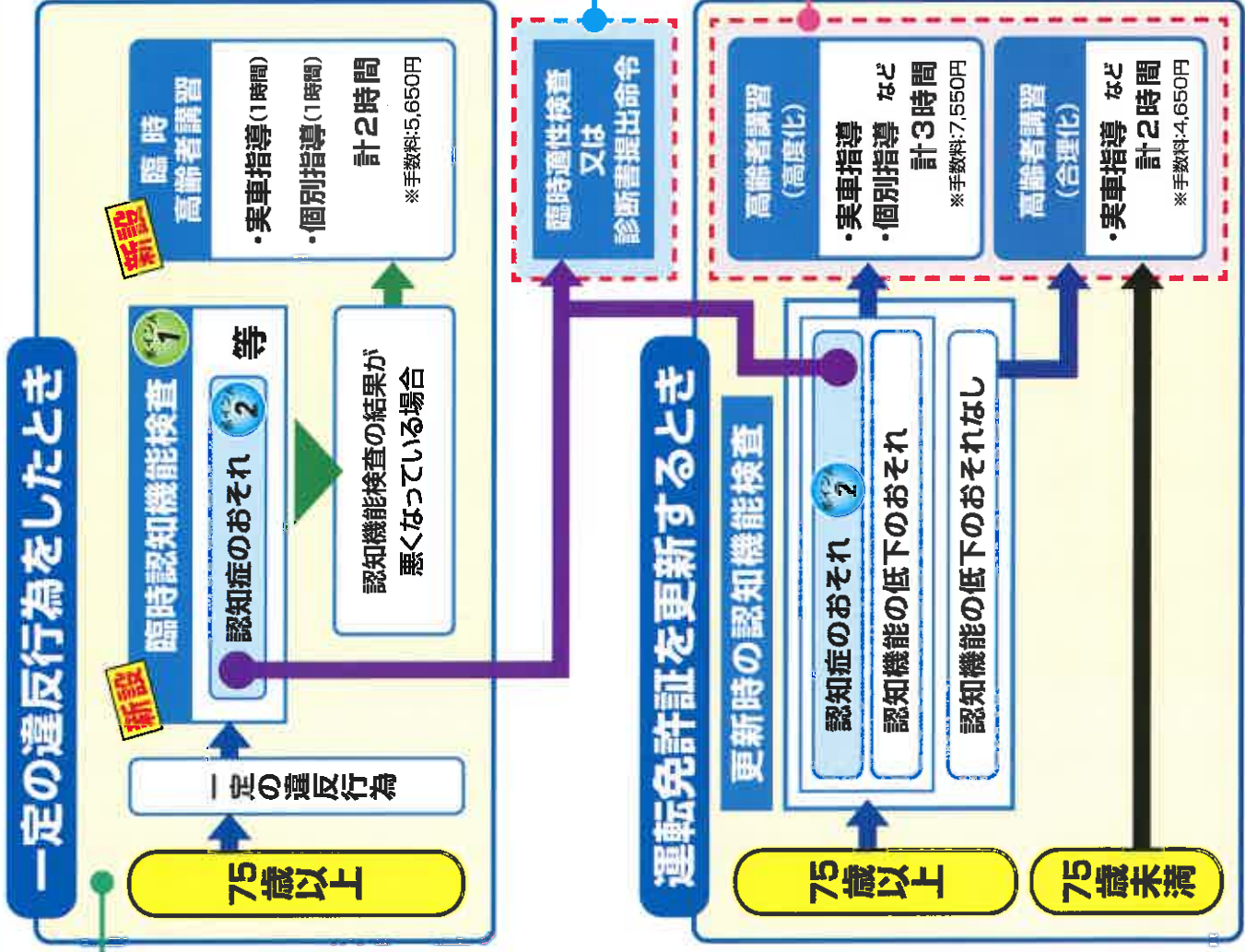
● 臨時認知機能検査
改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることとなります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。



- 【一定の違反行為の例】
- ・信号無視
 - ・通行区分違反
 - ・一時不停止等

● 臨時高齢者講習
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



2. 見直し
臨時適性検査制度の

改正前と異なり、認知機能検査で認知症のお
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることとなります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検
査で認知症のおそれがあると判定された方
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又
は、命令に従い主治医
等の診断書を出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



3. 合理化・高度化
高齢者講習の

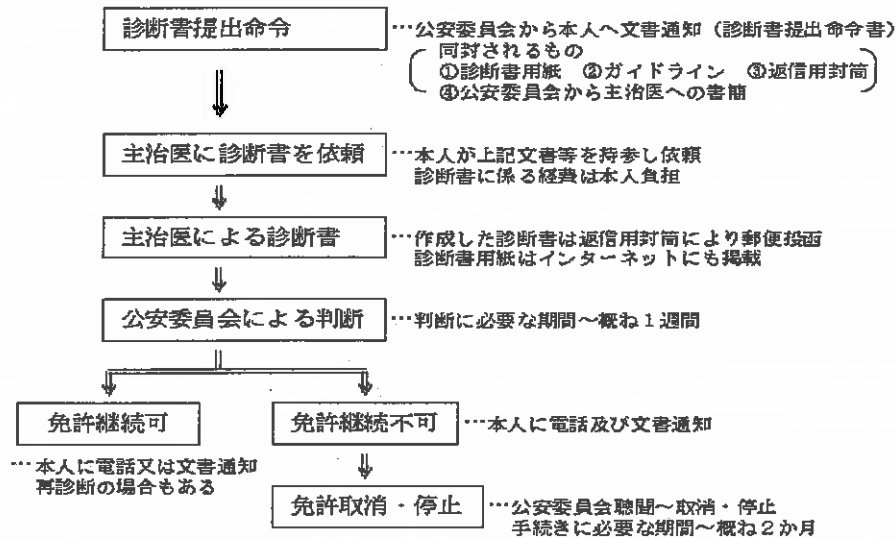
認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



参 考 資 料	改正道路交通法に係る診断提出命令等	平成29年1月27日
		宮城県運転免許センター

1 改正道路交通法施行に伴う診断書提出命令 (道路交通法第102条第1項から第3項)

- (1) 施行日
平成29年3月12日
- (2) 対象
ア 75歳以上で認知機能検査の結果「認知症のおそれ」と判定された者
イ 75歳以上で基準行為(一定の違反)に該当し、臨時認知機能検査の結果「認知症のおそれ」と判定された者等
- (3) 診断書提出命令書式
別添1「診断書提出命令書」のとおり
- (4) 診断書様式及びガイドライン
別添2「診断書(宮城県公安委員会提出用)」のとおり
- (5) 診断書提出命令フロー



2 診断書の要件

道路交通法施行規則第29条の3第3項

- (1) 認知症の専門医又は主治医が記載したものであること。
- (2) 認知症の診断に係る検査結果が記載されていること。
- (3) 認知症であるかどうかに関する医師の意見が記載されていること。

3 運転免許の可否判断

- (1) 運転免許の可否判断は公安委員会が判断するものである。
- (2) 医師の診断書を踏まえて判断しており、可否判断はあくまでも公安委員会が行うものである。

4 運転免許センターからのお願い

- (1) 診断書提出命令対象者への情報提供に支障のない専門医・主治医の紹介
診断書提出命令の通知を受けた方で、主治医のない方に対し、公安委員会から紹介可能な認知症の専門医・主治医について御高配をお願いいたします。
この場合、御本人が了承されていることが必要となります。
- (2) リーフレット、ポスターの御提供
リーフレット及びポスターがございます。御利用いただければ幸いです。

診断書提出命令書

年 月 日

住所

殿

宮城県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮城県運転免許センター運転適性相談係までお問い合わせください。

宮城県運転免許センター運転適性相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉65
電話 022-373-3601 (内線293)

診断書提出命令書 (記載例)

平成29年3月12日

仙台市泉区市名坂字高倉 6 5
仙台 太郎

殿

宮城県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第2項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

- が拒否される
- 運転免許が保留される こととなりますので、御注意ください。
- が取り消される
- の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	平成29年3月12日に実施した認知機能検査の結果、「認知症のおそれ」との判定を受けたため。
診断書の提出期限	平成29年4月12日
診断書の提出先	下記の宮城県運転免許センター-運転適性相談係に提出してください。
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、宮城県運転免許センター-運転適性相談係までお問い合わせください。

宮城県運転免許センター-運転適性相談係
住所 仙台市泉区市名坂字高倉 6 5
電話 022-373-3601 (内線293)

診 断 書

(宮城県公安委員会提出用) ⑭

1. 氏名

男・女

生年月日

M・T・S・H 年 月 日 (歳)

住所

2. 診断

- ① アルツハイマー型認知症
- ② レビー小体型認知症
- ② 血管性認知症
- ④ 前頭側頭型認知症
- ⑤ その他の認知症 ()
- ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある(軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)
- ⑦ 認知症ではない

所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

3. 身体・精神の状態に関する検査結果（実施した検査にチェックして結果を記載）

- 認知機能検査・神経心理学的検査
 - MMSE HDS-R その他（実施検査名 _____）
 - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
 - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

- 臨床検査（画像検査を含む）
 - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
 - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

- その他の検査

4. 現時点での病状（改善見込み等についての意見）

※前頁2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

- (1) 認知症について6月以内 [または6月より短期間（ ヶ月間）] に回復する見込みがある。
- (2) 認知症について6月以内に回復する見込みがない。
- (3) 認知症について回復の見込みがない。

5. その他参考事項

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医氏名

診断書記載ガイドライン

(宮城県公安委員会提出用) ⑭

1. 氏名

男・女

生年月日

M・T・S・H 年 月 日 (歳)

住所

2. 診断

- ・ 認知症とは、介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。

① アルツハイマー型認知症

② レビー小体型認知症

③ 血管性認知症

④ 前頭側頭型認知症

⑤ その他の認知症 ()

⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある(軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)

⑦ 認知症ではない

- ・ ⑥を選択した場合、原則として6か月後に臨時適性検査等を行うこととされている。

所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

- ・ どのような日常生活上の変化がいつ頃からみられたか。
- ・ 本診断書作成時の状態
- ・ 認知症の重症度(Clinical Dementia Rating (CDR)、Functional Assessment Staging (FAST)など、あるいは、必ずしも重症度の基準ではないが、認知症高齢者の日常生活自立度を記載。
- ・ 同居・独居の有無、介護者の有無など
- ・ 記憶障害はその内容と程度を記載
- ・ 見当識障害はその内容と程度を記載
- ・ 注意障害はその内容と程度を記載
- ・ 失語があればその内容を記載
- ・ 失行があればその内容を記載
- ・ 失認があればその内容を記載
- ・ 実行機能障害があればその内容と程度を記載
- ・ 視空間認知の障害があればその内容と程度を記載
- ・ 人格・感情の障害等があればその内容と程度を記載

該当する診断名の番号を○で囲む

3. 身体・精神の状態に関する検査結果（実施した検査にチェックして結果を記載）

- ・ 認知機能検査・神経心理学的検査、臨床検査（画像検査を含む）は原則として全て行う
 - 認知機能検査・神経心理学的検査
 - MMSE HDS-R その他（実施検査名 _____）
 - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
 - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）
- ・ 診断時に行われた認知機能検査（MMSE、HDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）等）の該当するものをチェックし、結果を記載
- ・ 未実施・検査不能の場合にはその理由を記載（本人が拒否など）
 - 臨床検査（画像検査を含む）
 - 未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）
 - 検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）
- ・ 認知症の診断と関連する臨床検査結果（頭部CT、MRI、SPECT、PET等の画像検査、あるいは特記すべき血液生化学検査、脳脊髄液検査など）を記載
 - その他の検査
- ・ 上記以外の検査結果（MIBG心筋シンチグラフィー等）を記載

4. 現時点での病状（改善見込み等についての意見）

※前頁2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

(1) 認知症について6月以内〔または6月より短期間（ ヶ月間）〕に回復する見込みがある。

- ・ (1)を○で囲んだ場合には、括弧内に当該期間（1月～5月）を記載する。

(2) 認知症について6月以内に回復する見込みがない。

(3) 認知症について回復の見込みがない。

該当する番号を○で囲む

5. その他参考事項

4. 再診断の場合で前回(1)と診断し、再度(1)の診断をする場合には、2の診断の所見欄に前回の見込みが異なった理由を具体的に記載する。理由の記載がない場合、または合理的な理由がない場合には(2)または(3)として扱われる可能性がある。

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院または診療所の名称・所在地

認知症疾患医療センターに指定されている機関である場合にはその旨についても記載する。
担当診療科名

担当医氏名

日本認知症学会、老年精神医学会等の学会認定専門医である場合にはその旨を記載する。